

特集 新型コロナウイルスの影響に伴い諸手続を弾力的に運用します！

新型コロナウイルスの影響を踏まえ、諸手続の期限の柔軟な取扱いなど、当面次のとおり対応します。また、今後、状況が変化した場合には、県ホームページにてお知らせします。

URL <https://www.pref.nagano.lg.jp/kyodo-npo/kyodo/coronavirus.html>

事業報告書等の作成・提出

特定非営利活動促進法（平成10年3月25日号外法律第7号。以下「法」という。）及び特定非営利活動促進法施行条例（平成10年10月15日条例第30号。以下「条例」という。）により、NPO法人に対しては、次の書類の作成、備え付け及び提出等が定められています。職員の出勤抑制等により、やむをせずこれらの作業に支障が生じている場合には、当該支障がなくなり次第、速やかに履行することとしてください。

これにより、条例で下記書類の提出期限が令和2年1月1日から令和2年6月30日までに到来するNPO法人に対しては、提出が遅延した場合であっても、原則として令和2年9月30日までは督促等を行いません。

なお、支障がない場合など可能な場合は、通常どおりのスケジュールで手続きを進めてください。

- 1 法第28条第1項関係【☞すべてのNPO法人が該当します。】
 - ①前事業年度の事業報告書
 - ②前事業年度の計算書類（活動計算書及び貸借対照表）
 - ③前事業年度の財産目録
 - ④年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）
 - ⑤前事業年度の末日における社員十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
- 2 法第54条第2項関係【☞認定及び特例認定を受けているNPO法人が該当します。】
 - ①前事業年度の寄附者名簿
 - ②前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規定
 - ③前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令定める事項を記載した書類
 - ④③に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

新型コロナウイルスの感染拡大に係る特定非営利活動法人(NPO法)制度の運用についてのQ & Aをご覧ください。(内閣府NPOホームページ)

URL <https://www.npo-homepage.go.jp/news/coronavirus/coronavirus-qa>

期限までの提出が困難などお困りのことがありましたら、遠慮なく県民協働課までご相談ください。

総会・理事会の開催

NPO法人は、毎年1回必ず社員総会を開催することが法で義務づけられています。しかしながら、1箇所に多数の人が集まることは、新型コロナウイルスの感染拡大につながる恐れがあります。

まずは、令和2年3月27日付け元県協第91号でお知らせしました「3密」を避けるWEB会議等をご検討ください。定款で書面と電磁的方法による社員総会の開催や「持ち回り決議」を定めている場合は、適切な感染防止策を講じた上での開催を検討してください。

なお、社員総会の多くは、毎事業年度終了後3か月以内開催されますが、この間の開催が困難な場合は、前段の事業報告書等の提出期限の弾力的運用を踏まえ、開催が可能になり次第の速やかな開催の検討をしてください。

また、理事会の開催についても、総会と同様にご検討ください。

各種支援措置

4月7日閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の中には、NPO法人が対象となり得るものも各種含まれています。(対象となるかどうかは事業形態等で異なります。)

具体的な要件が今後決まるものもありますが、主なものは次のとおりです。

※内閣府ホームページより <https://www.npo-homepage.go.jp/news/coronavirus/keizai-taisaku>

1 持続化給付金（仮称）【経済産業省】

中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者に給付金を支給
問い合わせ先：中小企業金融・給付金相談窓口 0570-783183※平日・土日祝日9時～17時

2 雇用調整助成金の特例措置【厚生労働省】

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成
問い合わせ先：お近くのハローワーク又は長野労働局職業対策課（026-226-0866）

3 国税・地方税の措置【財務省・総務省】

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方に、1年間、国税・地方税の納付を猶予（担保の提供不要、延滞税なし。）
問い合わせ先：最寄りの税務署、県税事務所、市町村税務担当部署

今後も、NPO法人に関連する支援策は県ホームページでもお知らせしていきますので、ご確認ください。

URL <https://www.pref.nagano.lg.jp/kyodo-npo/kyodo/coronavirus.html>

休業要請等

県では、4月21日に開催した新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議で、県内の事業者等に対して、施設の使用停止（休業の要請）、適切な感染防止策の徹底及び営業時間の短縮等を要請することについて決定し、さらに、県独自に、主として観光客を対象とする施設に対しても、休業を含めた適切な対応の協力を依頼することとしました。

また、協力依頼に応じて休業又は営業時間の短縮等を行った事業者に対しては、協力金又は支援金が支給されます。

詳しくは、次の県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona.html>

電話相談窓口を設置しています。

電話番号：026-235-7945 相談受付時間：7時～22時（休日を含む）